

大津市火災予防規則抜粋

(公表する違反の内容)

第24条の2 条例第47条の3第1項の規定による公表の対象となる違反は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が、令第11条、第12条又は第21条に定める技術上の基準に従って設置されていないものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。